

岐阜県地域住民参加型訓練（季節に応じた住民参加型訓練）促進事業費補助金交付要綱
実施細目

1 総 則

この細目は、岐阜県地域住民参加型訓練（季節に応じた住民参加型訓練）促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の実施について定める。

2 補助事業者

要綱第1条の地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合は、複数の市町村とみなす。また、岐阜県内の市町村及び岐阜県外の市町村により組織する場合は、岐阜県内の市町村が1つであっても複数の市町村とみなす。

3 補助事業等

- （1）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の期間は、交付決定日から当該年度の2月末日までとする。
- （2）国、都道府県、その他公的機関が実施する公的事業による補助を受けているもの及び受ける予定となっている事業については、交付の対象としない。

4 事業の提案

- （1）事業の提案は、事業実施提案書（別紙様式1）に以下の書類（以下、「事業実施提案書等」という。）を添付して行う。
 - ①事業実施計画（別紙様式2）
 - ②事業概要図（別紙様式3）
 - ③収支予算書（別紙様式4）
 - ④積算金額の根拠書類（見積書、価格表等）
 - ⑤事業内容を補足する資料（企画書、仕様、図面等）
- （2）事業実施提案書等は、岐阜県危機管理部防災課に提出するものとする。
- （3）事業の応募の時期は、別に定める。

5 事業の審査、選定

- （1）事業実施提案書等の審査は、別に定める岐阜県地域住民参加型訓練（季節に応じた住民参加型訓練）促進事業費補助金審査委員会設置要綱に規定する審査委員会が行う。
- （2）知事は、審査委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内において事業を選考し、その結果を選定結果通知書（別紙様式5）により通知する。
- （3）事業実施提案書等を提出した者は、採択に条件が付されている場合は、その条件を満たす事業実施計画（別紙様式2）を再度提出し、承認を得ることとする。知事は再度提出された事業実施計画を承認した場合、計画承認通知書（別紙様式6）により通知する。
- （4）知事は、前項の選定結果について公表するものとする。

6 補助金の交付手続

- （1）補助金の交付申請は、要綱第3条の規定により行う。
- （2）要綱第3条第2項の交付申請書に添付する書類は、事業実施計画書（別紙様式2）とし、採択または承認された内容とする。
- （3）知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金の交付の目的が達成できると認めたときは、補助事業者に補助金

交付決定通知書（別紙様式 7）によりその内容を通知する。

7 補助事業の表示等

- （1）補助事業者は、当該補助金を受けて普及啓発活動等を実施した旨をポスター、チラシ、パンフレット、広報誌等に表示するものとする。
- （2）表示に要する経費は、補助対象経費とする。

8 実績報告

- （1）実績報告は、実績報告書（要綱別記第 8 号様式）に以下の書類を添付して行う。
 - ①事業実施状況（別紙様式 8）
 - ②収支決算書（別紙様式 9）
 - ③事業の実施状況を確認できる書類（事業の成果物（広報物、報告書）等）
 - ④会計帳簿等の写し
 - ⑤支出に係る請求書及び領収書の写し
- （2）要綱第 9 条第 3 項の知事が別に定める提出期限は、当該年度の 2 月末日までとする。

9 補助金の額の確定

知事は、実績報告書の提出があったときは、補助事業の完了に伴う補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを補助金等履行確認調書（要綱別記第 9 号様式）により調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に別紙様式 10 により通知する。

10 補助金の交付時期等

- （1）補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、知事に補助金交付請求書（要綱別記第 10 号様式）を提出しなければならない。
- （2）補助事業者は、既に概算払により交付された補助金の額が確定した交付すべき補助金の額を超える場合にあっては、その超える補助金の額について知事に返還しなければならない。

附 則

この細目は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。